

地域を支える組合員の経営継続を支援します。

経営継続補助金 第2次公募 のご案内

令和2年度2次補正予算で新たに措置されました！

受付締切日
10/2(金)
相談はお早めに！

新型コロナウイルスの影響を克服するため
農業者が経営計画に基づいて取り組む事業継続を支援します。

経営計画の作成・申請をJA(支援機関)がサポートします！
(※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

【受付期間】 令和2年9月14日(月)～**10月2日(金) まで延長**
※申請に必要な書類(令和元年分の確定申告書・機械等の見積書
または領収書)を準備の上、受付をして下さい。
【対象期間】 令和2年5月14日(木)～12月31日(木)までに
取組・導入・支払を終了した経費が対象となります。

対象者

農業を営む個人または法人(農事組合法人、株式会社等)
※常時使用する従業員数が20人以下であること

補助上限

150万円

(1)と(2)の合計

(1) 補助率：3/4 上限：100万円
新型コロナウイルスの影響を克服するための「経営計画」に基づいて
実施する次の①～③いずれかの取組

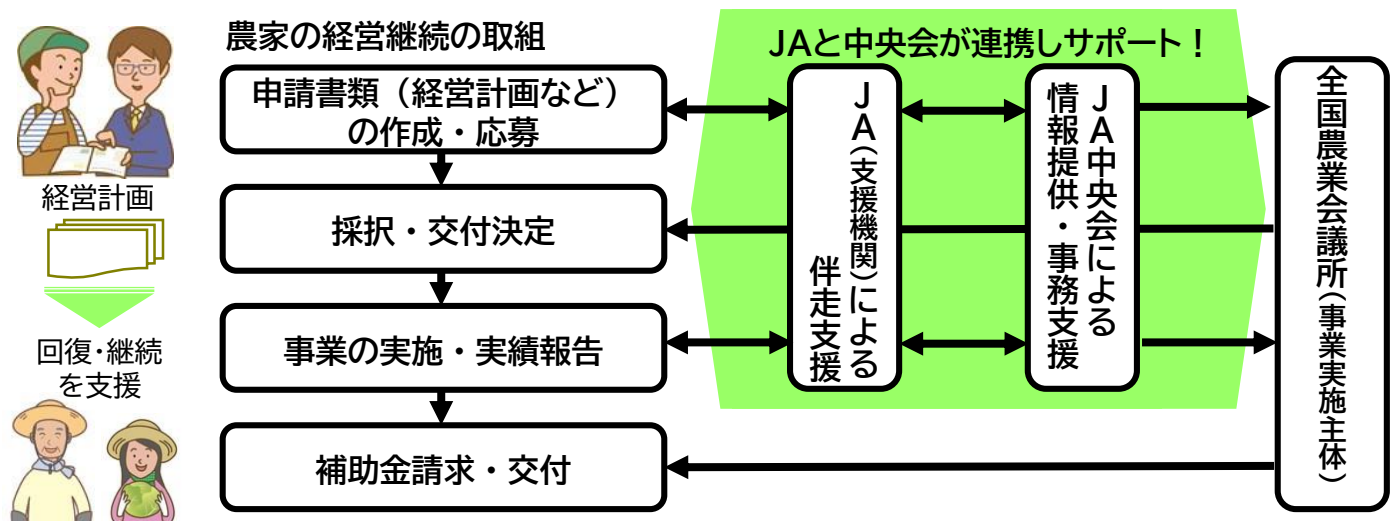
- ①国内外の販路の回復・開拓
 - ②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換
 - ③円滑な合意形成の促進
- ※補助対象経費の1/6以上を「接触機会を減らす生産・販売への転換」に
充てる必要があります。

(2) 補助率：定額 上限：50万円
(1)の取組と併せて行う事業活動別本格化のための業種別ガイドライン
等に基づく取組

- 作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費
- 感染防止機器・防具・薬剤等の整備など

※各取組内容の詳細は裏面のQ&Aをご覧ください。

【事業の流れ】 *JAによる事務支援となります。審査により不採択となることがあります。





Q どのような農家が事業を利用できますか？

A 中小・家族経営や集落営農など幅広い方が、経営継続に向けた取組を行う際に活用できる補助金です。また、「支援機関」となる当JAから、計画作成・申請から採択後の実施まで伴走支援する旨の宣誓書（確認書）の交付を受けることが必要です。

Q 申請の際にはどんな書類が必要ですか？

A ①申請書、②経営計画書、③支援機関確認書、が必要です。この他、直近の確定申告書類（第一表、第二表、収支内訳書又は青色申告決算書）、新規就農者等は開業届けの添付が必要となります。

Q 補助対象経費の1/6以上を「接触機会を減らす生産・販売への転換」に充てる必要がありますが、具体的にどんな取組が対象になりますか？

A 生産・出荷現場において、人手を要する作業を代替または作業の効率性を向上することにより、作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入が対象です。

【省力化機械等の例】

機械化体系確立用農機（定植機・収穫機・スピードスプレヤー・畝立施肥機・スプリンクラー・農薬散布用ドローン・ロボット草刈機・農業用機械の自動操舵システム等）、ハウスの環境制御システム、ヒートポンプ、堆肥・液肥散布システム、水田の高度水管理システム、省力化種子・種苗（鉄コーティング種子・セル苗等）、流し込み施肥、ブロック堆肥、生分解性マルチ、養殖用パレット飼料、搾乳ユニット搬送レール、ミルク自動離脱装置、乳頭洗浄機、牛群管理・分娩監視システム（分娩監視カメラ・発情発見装置）、自動給餌機、餌寄せロボット、バンスクレイパー、バルククーラー、集出荷作業省力化資材・機器（パレット・鉄コンテナ・フレコン）、（フォークリフト・自動選別機・梱包機）など

【想定される活用例】

ケース①耕種：環境に優しい省力化技術と土づくりによる品質向上

経費例：生分解性マルチ、マルチ張り機、消毒機械（除菌剤の噴霧装置）の購入

ケース②畜産：発情発見～分娩管理の効率化と堆肥舎の整備

経費例：発情発見システム（牛温恵）、簡易堆肥舎の導入（設置費込み）

ケース③稲作：省力化と新たな経営管理システムの導入

経費例：鉄コーティング種子の直播機、ドローンの導入（操縦者の作業委託含む）



Q (2)の事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に基づく取組とは具体的にどのようなものが対象ですか？

A 感染防止対策のために必要な消毒設備（除菌剤の噴霧装置・オゾン発生装置・紫外線照射機等）の購入費、消毒液やマスク・フェイスシールド、手袋等の購入費、飛沫対策のためのアクリル板や防護スクリーンの購入・施工費用、換気設備（換気扇・空気清浄機等）の購入費、その他の衛生管理費用（体温計等）が対象になります。

Q 現在使用している機械装置が古くなったので、新しく購入しようと考えていますが対象になりますか？

A 単なる取替え更新（同機種・同性能）の機械装置の購入は対象になりません。

Q 軽トラックの購入は対象になりますか？

A 軽トラックの購入は、前述した「接触機会を減らす生産・販売への転換」としての経費に該当しないため対象になりません。

Q 中古品は対象になりますか？

A 中古品の購入は、一定条件のもと、補助対象経費と認められます。具体的には、①法定耐用年数を経過しておらず、残存耐用年数が2年以上のものであること、②見積書または価格の妥当性を証明する書類を添付する必要があります。

Q 申請すれば必ず補助を受けられますか？

A 本事業は申請のあった経営計画について、専門的資格や経験を有する外部有識者（JA以外）が審査業務を行い総合的な判断を行うため、必ず補助が受けられるわけではありません。

○詳しくは、お近くのJA営農経済センターまたは各支店までお問い合わせください。

（受付時間：平日 10:00～16:00）

